

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤崎町長 平田 博幸

市町村名 (市町村コード)	藤崎町 (23612)	
地域名 (地域内農業集落名)	常盤地区 (常盤・徳下・福島・三ツ屋・水木・榊・富柳・福館・若松・郷山前、吉野田・増館・久井名館)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月18日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農家の高齢化が進み、将来的に地域の農業を担う人材が不足する可能性があると感じている。
 ・水稻の栽培において必要不可欠な水の管理・利用について問題を感じている。
 先に用水が流れてくる農地で耕作している農業者が大量に田に引き込んでしまうとその後にある農地に水を引き込むことができず、農作業が遅れてしまうため、ほ場整備等の手段をとる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,055 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,055 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針 区画整理のことも踏まえ、地域で長く中心経営体として営農していく農業者を見極めたうえで、農地中間管理機構を活用した集約化を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針 水路や農地の形状等に対する地域や担い手の意向を踏まえつつ、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の活用について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--